

有害ごみの出し方 蛍光灯以外の「有害ごみ」は「不燃ごみ」とは別の袋で出して下さい。出す際は種類毎に分けて透明な袋に入れて下さい。中身が確認できる程度に透明であればレジ袋などでも出せます。但し、旧指定袋はルール違反を誘発する恐れがあるため使用できません。不燃ごみと一緒に出される事で、収集車両の発火事故が発生しており、大変危険だとの事です。蛍光灯は購入時の箱に入れる等、割れないよう処置をすれば指定袋に入れる必要はありません。有害ごみ・・・蛍光灯、乾電池、水銀入り体温計、スプレー缶、使い捨てガスライターなど
※指定袋の交換期間が平成26年9月末まで（2ヶ月延長）となりました。

交換場所 = 収集業務課（市役所4階）、各環境事業所（稲毛区宮野木町、カワチ薬品横）

- **雑排水管清掃** 今年度は、6棟・10棟・20棟・21棟・27棟・29棟・36棟の合わせて7棟が全戸実施でした。皆様のご協力、ありがとうございました。
- **自転車の盗難や鍵が壊された** という報告が数件管理組合に届いています。移動交番で相談した所、パトロールを強化するとの話でしたが、2個目の鍵（ワイヤー錠等）を取り付ける事で盗難の被害を減少させる事ができるそうです。又、盗難や鍵を壊された場合、壊している現場等を目撃した場合は、面倒と思わずに必ず110番通報をして下さいとの事でした。
- **台風シーズン到来** 本格的な台風シーズンがやってきます。ベランダの物干しざお等、風で飛ばされないようにしてください。台風が来る前に準備しておきましょう。
- **日曜開所日** 9月度の日曜開所は**9月28日(日)**に行います。**9時から12時まで**管理費・駐車場料金等のお支払いにご利用ください。上記「自転車・オートバイの登録」も受け付けます。

転出・転入・長期不在の際は管理組合事務所で所定の手続をしてください。



『特別決議とは』
組合員総数と議決権総数の各4分の3以上の賛成が必要な決議の事を言います。組合員総数、議決権総数のいずれかでも4分の3に満たない場合は成立しません。管理規約の改正などが該当します。委任状や議決権行使書で必ず参加しましょう。 管理事務所から